

令和6年度～茅ヶ崎市自立支援協議会【医療的ケア児等への支援検討プロジェクト】

(案)

1. 部会のテーマ・概要

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支える支援が求められている。神奈川県では、医療的ケア児及びその家族が地域で安心して暮らせるよう、日常生活における相談を受け適切な機関へつなぐ調整機能を備えた「かながわ医療的ケア児支援センター」を開設し、さらに令和5年度からは県内5つの圏域ごとにセンター・ブランチが設けられ、主任医療的ケア児等コーディネーターが配置された。圏域内市町の医療的ケア児等コーディネーター等により抽出された課題は、ブランチ単位で行われる関係機関の代表が集まるセンター・ブランチ会議や医療的ケア児等コーディネーターの圏域連絡会等により集積され、各ブランチから県に集約され課題解決へと繋げる仕組みが作られつつある。

本市においても、県や圏域、圏域市町等と連携調整を図りながら、本市としての医療的ケア児支援体制の構築について検討を重ねてきている。

本プロジェクトは、医療的ケア児等コーディネーターから本市連絡会等を通じて抽出された課題について整理し、支援方法等についての検討することをテーマに協議する場としたい。またプロジェクトの中では、課題整理や支援の検討のために、新たな協議の場の必要性や、構成メンバー等についても考えていく。

2. 部会の構成員

(メンバー (案))

- ・ 医療的ケア児等の家族 (1～2名程度)
- ・ 医療的ケア児等の受け入れのある障害児通所事業所の代表者 (1～2名程度)
- ・ 訪問看護ステーション (1名程度)
- ・ 医療的ケア児等コーディネーター (1～2名程度または全員)
- ・ 支援学校教員 (1～2名)
- ・ 保育課職員
- ・ 学校教育指導課職員

(オブザーバー)

- ・ 湘南東部障害保健福祉圏域ブランチ < ータッチ (事務局)
- ・ 障がい福祉課
- ・ 医療的ケア児支援事業 (仮称) 委託法人